

一般乗合旅客自動車運送事業（大和ふれあいタクシー）
の譲渡譲受について

1 大和ふれあいタクシー運行事業者について

- (1) 神田タクシー
- (2) 徳良タクシー
- (3) 奥田タクシー

2 譲渡及び譲受の概要

(1) 事業者名

行久 士郎（徳良タクシー）

(2) 譲渡及び譲受をしようとする事業の種類及び営業区域

種 別 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

営業区域 三原市大和町

(3) 譲渡人及び譲受人

	譲渡人	譲受人
事業者名	行久 士郎（徳良タクシー）	西山 弘隆（徳良タクシー）
住 所	三原市大和町下徳良 1904-1	三原市大和町下徳良 1904-1

(4) 譲渡理由

高齢となった行久士郎氏から次世代を担う義理の息子である西山弘隆氏へ事業を譲渡し、今以上のサービスを提供できる体制を整える。

(5) 譲渡及び譲受の時期

譲渡譲受が認可された日から 60 日以内

3 大和ふれあいタクシーの運行について

譲渡譲受に伴う大和ふれあいタクシーの運行内容の変更はなし